

## □■レポート作成講座 4 号 2022□■（養成所ニュースプラス 4 号）

レポート提出期間が終わりました。2 年生は、ほっとすることなく国家試験に向けギアを入れていきましょう。1 年生は、2 学期レポート作成に向けて、テキストの読み込みを始めてください。5 月に配布した「国家試験キーワードチェック」の 1 学期科目をやっていない人は、解答を索引で確かめて、本文に当たってください。テキストを読み込むのは、今の時期しかありません。

世の中では、オミクロン株「BA.5」系統の置き換わりが進み全国的に新規感染者が急増しています。また、線状降水帯による豪雨災害が今年も発生し、さらに桜島の噴火による避難指示の報道もありました。

災害とは自然災害だけでなく、人為的事故や感染症の大流行など生活を脅かす非常事態も指すといえます。今回の〇×クイズは、「福祉避難所」「要配慮者」をとりあげます。

### 【国試対策〇×クイズ】

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）では、福祉避難所での速やかな対応を実現するために、平常時から「要配慮者」に関する情報の管理や共有の体制を整備しておくとしている。（第 31 回「現代社会と福祉」から）

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info . . . . .

今年度スクーリングは、会場に集まった方式（対面）で実施いたします。新型コロナウイルス感染者が増えている状況下ではありますが、現時点で実施方法に変更はありません。7 月 22 日付でホームページに改めてお知らせを掲載しています。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6114>

※スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

## ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 34 回国家試験は、令和 5 年 2 月 5 日（日）です。

詳しくはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

## ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

## ■Plus Column . . . . .

### 【引用・参考文献を示すこと】

今回は、引用・参考文献についてです。入学時から「引用・参考文献を必ず書いてください」とお伝えしてきた理由のひとつは、自分の意見と他者の意見の区別を明らかにするためです。例えば、「家族」の定義について引用元を断らないまま記した場合、皆さんの定義であるかのように読めてしまいます。そのため、皆さんは、記した定義はこの人のものだからここから引用していると明示する必要があります。それにより引用した定義と自分の意見を区別することができるわけです。これは、次の理由にも関連します。二つ目の理由は、他者の知的所有権を守るためです。その行為は、引用した部分について述べている人を尊重することになります。

テキストの記述や他者の意見、研究成果をそのまま書く場合（引用）、他の人の意見を手掛かりに自分の言葉でまとめる場合（参考）は、必ずその根拠となるものを示しましょう。根拠を示さずに、そのまま書き写すことは、他者のものを盗む「剽窃（ひょうせつ）」となります。

また、インターネットで検索したものを引用・参考にする場合、注意してほしいことがあります。当養成所では、SNSやWikipediaなど著者の責任が明らかでないものをそのまま写すことは不可としています。毎年、何人かがそのまま写してしまい、再提出となっています。信頼性を判断するには、その出典にあたる必要があります。

※受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

## 【国試対策○×クイズ：正答と解説】

### 【正答】○

「災害対策基本法」は、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義しています。そして、要配慮者の中でも、平常時から要介護状態等の理由で、発災時の避難行動に支援が必要となる者を「避難行動要支援者」と呼んでいます。

「災害対策基本法施行令」では、福祉避難所は、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在」させるとしています。そして、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、「その他の特に配慮を必要とする者」を妊産婦、医療的ケアを必要とする者、病弱者など避難所生活で特別な配慮を必要とする者、及びその家族としています。

また、東日本大震災や熊本地震で顕著になった震災関連死や社会的孤立等二次被害防止のため、厚生労働省は、「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（2018（平成30）年5月）で、各都道府県に対し、災害福祉支援ネットワークの構築や発災時に福祉支援を担う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の組織化を求めています。

更に、2011（令和3）年の「災害対策基本法」改正では、避難勧告・避難指示を一本化し「避難指示」を行うことにし、「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務化しました。

災害関連問題は頻出で、「地域福祉の理論と方法」の29、30、31、32、33、34回、「現代社会と福祉」31、32回、「相談援助の理論と方法」31、32回に出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus